

大分県報

令和六年
第五五九号
十一月十二日

(火曜日)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定……………一
- 道路区域の変更(二件)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- 土地改良区の役員の就退任(三件)……………二

○告示

大分県告示第五百五号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和六年十一月十二日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	名 称	発行所名等	指定理由
令六・一〇・三〇	雑誌	実話BUNKAタブー 十月号	(株)コアマガジン	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しく

令和六年十一月十二日

大分県報(告示)

一

週刊実話ザ・タブー 週刊実話
増刊十月十二日号

(株)日本ジャーナル出版

は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考	
県道白丹竹田線	竹田市大字下志土知字下志土知四二番二から竹田市大字下志土知字下志土知二〇番九まで	前	A	メートル 一七・〇 〽 五・五	メートル 一九〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B	メートル 四三・一 〽 一〇・八	メートル 二六〇・〇	
	竹田市大字下志土知字下志土知四二番二から竹田市大字下志土知字下志土知二〇番九まで	前	B	メートル 四三・一 〽 一〇・八	メートル 二六〇・〇	
	竹田市大字下志土知字下志土知四二番二から竹田市大字下志土知字下志土知二〇番九まで	後	B	メートル 四三・一 〽 一〇・八	メートル 二六〇・〇	

大分県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年十一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道庄内久住線	竹田市直入町大字下田北字浦山三一〇一番五から竹田市直入町大字下田北字松山三七二六番七まで	前	A メートル 八・三 六・六	一四〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B 四五・五 七・五	二三〇・〇	

大分県告示第五百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
令和六年十一月十二日

公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、三船土地改良区(由布市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和六年十一月十二日
大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住所
理事	松村 篤	由布市挾間町三船二八四番地一
〃	仲野 展之	挾間町三船二六九番地
〃	佐藤 静雄	挾間町三船一七五番地一
〃	仲野 公敏	挾間町三船二九六番地一
〃	藤内 正信	挾間町来鉢二五八五番地
〃	後藤 誠一	挾間町古野一〇二五番地
〃	佐藤 芳裕	挾間町三船二七九番地
〃	佐藤 文孝	挾間町三船五七一番地
〃	長野 富夫	挾間町三船六〇七番地三
〃	柚野 武裕	挾間町七蔵司三六〇番地
〃	佐藤 圭介	挾間町古野八三七番地

大分県知事 佐藤 樹一郎

<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三船土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和六年十一月十二日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>（就任役員）</p>	役員	氏名	住	所	
		首藤盛人	由布市挾間町古野一九番地二	〃	〃	〃
		鈴木克身	由布市挾間町三船三〇三番地	〃	〃	〃
		藤松高広	〃 挾間町三船二八七番地	〃	〃	〃
		池田永紀	〃 挾間町三船一五九番地二	〃	〃	〃
		松村憲造	〃 挾間町三船二一番地	〃	〃	〃
		佐藤利通	〃 挾間町来鉢二五五六番地	〃	〃	〃
		首藤盛人	〃 挾間町古野一九番地二	〃	〃	〃
		佐藤芳裕	〃 挾間町三船二七九番地	〃	〃	〃
		佐藤文孝	〃 挾間町三船五七一番地	〃	〃	〃
		長野富夫	〃 挾間町三船六〇七番地三	〃	〃	〃
		庄章文	〃 挾間町七蔵司五五二番地一	〃	〃	〃
		長野哲二	大分市大字豊饒八二番地	〃	〃	〃
		佐藤圭介	由布市挾間町古野八三七番地	〃	〃	〃

<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三船土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和六年十一月十二日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>（退任役員）</p>	役員	氏名	住	所	
		後藤眞治	由布市挾間町古野一〇二九番地	〃	〃	〃
		江藤孝三	〃 挾間町谷二六六八番地三	〃	〃	〃
		佐藤眞治	〃 挾間町三船二八七番地	〃	〃	〃
		池田永紀	〃 挾間町三船一五九番地二	〃	〃	〃
		佐藤文孝	〃 挾間町三船五七一番地	〃	〃	〃
		後藤眞治	〃 挾間町古野一〇二九番地	〃	〃	〃
		長野富夫	〃 挾間町三船六〇七番地三	〃	〃	〃
		佐藤芳裕	由布市挾間町三船二七九番地	〃	〃	〃
		佐藤文孝	〃 挾間町三船五七一番地	〃	〃	〃
		長野富夫	〃 挾間町三船六〇七番地三	〃	〃	〃
		池田永紀	〃 挾間町三船一五九番地二	〃	〃	〃
		鈴木克身	〃 挾間町三船三〇三番地	〃	〃	〃
		藤松高広	〃 挾間町三船二八七番地	〃	〃	〃

<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三船土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和六年十一月十二日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>（就任役員）</p>	役員	氏名	住	所	
		江藤孝三	由布市挾間町谷二六六八番地三	〃	〃	〃
		長野哲二	大分市豊饒三丁目五番九一六〇五号ラポールぶによ	〃	〃	〃
		庄章文	〃 挾間町七蔵司五五二番地一	〃	〃	〃
		佐藤圭介	〃 挾間町古野八三七番地	〃	〃	〃
		佐藤利道	〃 挾間町来鉢二五五六番地	〃	〃	〃
		松村憲造	〃 挾間町三船二一番地	〃	〃	〃
		藤松高広	〃 挾間町三船二八七番地	〃	〃	〃
		鈴木克身	〃 挾間町三船三〇三番地	〃	〃	〃
		池田永紀	〃 挾間町三船一五九番地二	〃	〃	〃
		佐藤文孝	〃 挾間町三船五七一番地	〃	〃	〃
		後藤眞治	〃 挾間町古野一〇二九番地	〃	〃	〃
		長野富夫	〃 挾間町三船六〇七番地三	〃	〃	〃
		佐藤芳裕	由布市挾間町三船二七九番地	〃	〃	〃

令和六年十一月十二日

大分県報（公告）

三

令和六年十一月十二日

大分県報（公告）

四

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理事
佐藤義隆	佐藤正直	庄章文	佐藤圭介	後藤眞治	佐藤崇	長野富夫	丹生洋敬	長野貴道	佐藤勉	長野哲二	葛城通	佐藤芳裕
〃 挾間町鬼崎二二四三番地三	〃 挾間町三船五九一番地二	〃 挾間町七蔵司五五二番地一	〃 挾間町古野八三七番地	〃 挾間町古野一〇二九番地	〃 挾間町来鉢二五八六番地一	〃 挾間町三船六〇七番地三	〃 挾間町三船二九三番地一	〃 挾間町三船一五五番地	由布市挾間町三船二九七番地	大分市豊饒三丁目五番九一六〇五号ラポールぶによ	〃 挾間町三船二九一番地	由布市挾間町三船二七九番地